

見積り合わせに関する募集（役務）

1 調達内容

(1) 調達件名

パソコン等の廃棄（収集運搬・処分）業務委託

(2) 調達案件の仕様、履行期間及び納入場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

(1) 見積書

(2) 誓約書（別紙）

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

(3) 収集場所の管轄である富山県知事又は富山市の長から、「産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けている証明書類

(4) 処分場所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長から、「産業廃棄物処分業」許可を受けている証明書類

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和8年1月13日（火）17時15分まで

持参、メール、FAX又は郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒930-8509

富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当（瀬川）

TEL 076-432-2727

FAX 076-432-6471

E-mail イチ エル
kaikei-toyamakyoku.a15(★)mh1w.go.jp

※(★)を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和8年1月14日（水）12時までに、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

(1) 見積金額について

見積書の様式は任意とするが、内訳ごとに単価・数量・金額を記載すること。また、見積には業務に必要となる一切の諸経費を含むこと。

なお、金額は見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜き価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下「税込み価格」という。）を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

(2) 契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

(3) 契約書の作成について

契約書の作成を要する。

誓 約 書

当社（私）は、下記（1）から（6）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとな
っても、異議は一切申し立てません。
また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を
得ている者については、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保
険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の
保険料の滞納がないこと。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は
暴力団員でないこと。
- (6) 労働関係法令を遵守している者であり、過去1年以内に当該業務に関し、厚生労働省
所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

仕様書

1 件名 パソコン等の廃棄（収集運搬・処分） 業務委託

2 廃棄物品 別紙「廃棄物品一覧表」のとおり

3 履行場所 富山労働局（富山市神通本町1－5－5 富山労働総合庁舎5階）

4 履行期限 令和8年3月13日（金）

5 業務委託内容について

別紙「廃棄物品一覧表」にあるパソコン等を富山労働局から引き取り、破壊及び廃棄を行うこと。

（1）廃棄物品引き取り場所

富山労働局総務部総務課（富山市神通本町1－5－5 富山労働総合庁舎5階）

（2）パソコン等のデータ消去（物理的破壊）は、引き取り日に作業場等で破壊作業（ハードディスク部分をドリル等で破壊する。（パソコンごと破壊することでも可））により行うこと。

（3）パソコン等の本体自体を破壊し、廃棄を行うこと。

（4）上記の作業を行うにあたり、実施前に作業実施計画書（別添1）を作成し、当局の承認を得ること。

（5）作業実施後においては、データの消去が完了したことを証明する作業完了報告書（別添2）を当局に提出し、廃棄が完了したマニフェストを発行すること。

なお、作業場所に当局職員は立ち会わないので、作業結果を証明する写真（破壊前の全てのパソコン等の写真、作業風景、破壊後の全てのパソコン等の写真）を添付すること。

（6）廃棄物品のうちリサイクル料金の支払いが必要な物品がある場合は、委託業務終了後に収集運搬・廃棄料と併せて支払うものとする。

6 運搬及び処分等の許可について

（1）収集場所の管轄である富山県知事又は富山市長から「産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けていて、その写しを提出できる者。

（2）処分場所を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長から「産業廃棄物処分業」の許可を受けていて、その写しを提出できる者。

- (3) 上記（1）及び（2）に係る事業の全部又は一部の停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 当該廃棄物を運搬できる許可された収集・運搬車両を所有していること。

7 再委託について

- (1) 業務の全部を第三者（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできないこと。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合を除いて、業務の一部を第三者（子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできないこと。
- (2) 再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、受託者は発注者に対し全ての責任を負うものとする。

8 留意事項について

- (1) 作業の実施により知り得た情報等を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。作業には、個人情報（書面、図面、写真、磁気記録媒体その他一切のもので、その複製物を含む）の取扱いが含まれることから、その情報管理を徹底すること。本件情報管理の不備等により、第三者が損害を被る場合は責任を負うこと。また、履行後も同様であること。
- (2) 作業に必要な道具等は受注者において用意すること。
- (3) 廃棄及び作業日程は、事前に富山労働局担当者と打ち合わせを行った上で決定すること。
- (4) 見積書作成にあたり、廃棄に係る物品の現地確認を行いたい場合は、富山労働局担当者と日程調整を行うこと。
- (5) 見積額には、運搬費、廃棄費用、証明書等発行及び消費税等、本仕様にかかる全ての経費を含めること。
- (6) 見積書の宛名は、「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とし、代表者名を記入すること。
- (7) 各業務は、関係法令に従って実施すること。
- (8) 作業終了後、当局が指定する検査担当者の検査に合格しなければならないこと。また、検査合格後、速やかに「官署支出官 富山労働局長」宛て請求すること。

廃棄物品一覧表

番号	物品名	メーカー 機種名	データ 消去の必要性	規格（推計）				台数	重量計	備考
				幅 (mm)	奥行 (mm)	高さ (mm)	重量 (kg)			
1	ノート型パソコン	Lenovo V310-151KB	○	380	262	22.9	2.08	12	24.96	
2	ノート型パソコン	富士通 LIFEBOOK AH45/A3	○	378	256	26.4	2.3	1	2.3	
3	デスクトップ型パソコン式	富士通 FMV-C630 (本体)	○	84	321	315	7.2	1	7.2	
		モニター FTD-X531AS	×	350	160	350	2	1	2	
		キーボード 128872-003REV. A	×	450	160	35	1	1	1	
		デジタルビデオレコーダー H.264	○	355	330	70	3	1	3	
4	ノート型パソコン	HP Probook 450 G3/CT	○	378	264	24.8	2.07	1	2.07	
5	ノート型パソコン	東芝 dynabookB65	○	379	258	23.9	2.4	8	19.2	
6	ノート型パソコン	NEC BL350DW6B	○	253	182	27.7	1.06	2	2.12	
7	ノート型パソコン	NEC VJ17E/FW-N	○	385	258	22.6	2.5	4	10	
8	ノート型パソコン	Mouse Pro-NB510H2	○	361	256	24.1	2.1	4	8.4	
9	ノートパソコン附属品 (ACアダプタ、AC電源コード、マウス、その他コード類)	-	×	-	-	-	11	1	11	

合計 94kg (推計)

(別添1)

令和 年 月 日

パソコン等の廃棄(収集運搬・廃棄)業務
における機器等の情報抹消に係る作業実施計画書

受注者名

本業務に関する情報について、下記のとおり情報の抹消作業を実施します。

記

1. 機器等に関する情報

別紙のとおり

2. 作業体制に関する情報

別紙のとおり

3. 受注者における管理体制

- ①本計画書どおりに作業が実施されることを担保する社内の管理体制
(社員に対するセキュリティ教育の実施、作業プロセスに係る第三者監査等の結果等)

[]

- ②作業場所から機器等が不正に持ち出されないための対策
(金属探知機による入退室チェック、防犯カメラの設置、複数名作業による相互監視体制等)

[]

- ③作業場所まで機器等の移動が生じる場合、移動時の紛失・盗難対策
(移動に伴う専用ケース、専用ケースの鍵管理、数の確認等)

[]

4. 作業結果を証明する証跡

(写真、作業を実施した時間や実施結果等が分かるログ等)

[]

1. 機器等に関する情報

No	機器等に関する情報			
	種類	型番	所有権の所在	台数
1	ノート型パソコン	Lenovo V310-151KB	富山労働局	12
2	ノート型パソコン	富士通 LIFEBOOK AH45/A3	富山労働局	1
3	デスクトップ型パソコン	富士通 FMV-C630(本体)	富山労働局	1
4	モニター	FTD-X531AS	富山労働局	1
5	キーボード	128872-003REV.A	富山労働局	1
6	デジタルビデオレコーダー	H.264	富山労働局	1
7	ノート型パソコン	HP Probook 450 G3/CT	富山労働局	1
8	ノート型パソコン	東芝 dynabookB65	富山労働局	8
9	ノート型パソコン	NEC BL350DW6B	富山労働局	2
10	ノート型パソコン	NEC VJ17E/FW-N	富山労働局	4
11	ノート型パソコン	Mouse Pro-NB510H2	富山労働局	4
12	ノート型パソコン附属品	-	富山労働局	-

2. 作業体制に関する情報

作業予定日	
作業予定場所	
作業予定者	
作業確認予定者	
作業確認方法	
作業方法	
作業プロセス (収集運搬)	
作業プロセス (廃棄)	

※欄内に記入できない場合は、別添のとおりと記載し、適宜様式を添付すること

(別添2)

令和 年 月 日

パソコン等の廃棄(収集運搬・廃棄)業務
における機器等の情報抹消に係る作業完了報告書

受注者名

本業務に関する情報について、下記のとおり情報の抹消作業を実施したことを報告します。

記

1. 機器等に関する情報

別紙のとおり

2. 作業体制に関する情報

別紙のとおり

3. 受注者における管理体制

①本計画書どおりに作業が実施されることを担保する社内の管理体制
(社員に対するセキュリティ教育の実施、作業プロセスに係る第三者監査等の結果等)

[]

②作業場所から機器等が不正に持ち出されないために実施した対策
(金属探知機による入退室チェック、防犯カメラの設置、複数名作業による相互監視体制等)

[]

③作業場所まで機器等の移動が生じた場合、実施した移動時の紛失・盗難対策
(移動に伴う専用ケース、専用ケースの鍵管理、数の確認等)

[]

4. 作業結果を証明する証跡に関すること

(写真、作業を実施した時間や実施結果等が分かるログ等)

[]

(別紙)

1. 機器等に関する情報

No	機器等に関する情報			
	種類	型番	所有権の所在	台数
1	ノート型パソコン	Lenovo V310-151KB	富山労働局	12
2	ノート型パソコン	富士通 LIFEBOOK AH45/A3	富山労働局	1
3	デスクトップ型パソコン	富士通 FMV-C630(本体)	富山労働局	1
4	モニター	FTD-X531AS	富山労働局	1
5	キーボード	128872-003REV.A	富山労働局	1
6	デジタルビデオレコーダー	H.264	富山労働局	1
7	ノート型パソコン	HP Probook 450 G3/CT	富山労働局	1
8	ノート型パソコン	東芝 dynabookB65	富山労働局	8
9	ノート型パソコン	NEC BL350DW6B	富山労働局	2
10	ノート型パソコン	NEC VJ17E/FW-N	富山労働局	4
11	ノート型パソコン	Mouse Pro-NB510H2	富山労働局	4
12	ノート型パソコン附属品	-	富山労働局	-

2. 作業体制に関する情報

作業実施日	
作業実施場所	
作業実施者	
作業確認者	
作業確認方法	
作業方法	
作業プロセス (収集運搬)	
作業プロセス (廃棄)	

*欄内に記入できない場合は、別添のとおりと記載し、適宜様式を添付すること